⑵　個人住民税の住宅ローン控除

個人住民税は、地方税の中でも最も「地域社会の会費」的性格を有している。このため、所得税とは異なり、税額控除は課税技術上の控除が中心で、政策的な控除は極めて限定的であり、住宅ローン控除の対象にもしていなかった。

三位一体改革による税源移譲に伴う所得税額の減少により、所得税からの住宅ローン控除の既存適用者（平成11年から平成18年までの入居者）が実質負担増になってしまうため、経過的な措置として、個人住民税にも住宅ローン控除を導入した。

この個人住民税における住宅ローン控除は、所得税から控除しきれない者に対して税源移譲の範囲内で控除し、その減収額は全額国費で補てんする仕組みとなっており、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度であることが明確になっている。

平成19年及び平成20年の入居者については、税源移譲後の所得税額を前提として、住宅ローン控除の効果を計算しており、平成18年以前の入居者のように税源移譲に伴う負担増を考慮する必要がないことから、個人住民税からの住宅ローン控除は認められていないことにも、留意する必要がある。

個人住民税の応益的な性格からみて、同じ行政サービスを受けているにも関わらず、比較的担税力があると考えられる持家者のみ税負担を軽減することは、持家者と借家者の税負担の公平の観点からも適当ではない。

4　固定資産税のあり方

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産という三種類の固定資産を課税客体とし、当該固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して、応益的に課税するものである。固定資産税は、シャウプ勧告に基づき市町村の独立税として創設されたものであり、課税客体である固定資産がどの市町村にも広く存在することから税源の偏りも小さく、市町村税としてふさわしい税目である。今後とも税収の安定的確保が必要である。

このため、まずは平成24年度税制改正大綱で示されたように、政策税制措置や負担調整措置等については、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化、適用実態や有効性等の検証結果を踏まえ、不公平を生じさせている措置、合理性等が低下した措置などの見直しを進めて行く必要がある。

こうした観点から、土地に対する固定資産税については、平成24年度税制改正において、住宅用地の据置特例を廃止することとされたが、いわゆるバブル期から現在までの間に実施された土地評価方法の変更や負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成27年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行っていくべきである。

また、新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討すべきである。なお、税制抜本改革法における住宅取得に係る必要な措置の検討を行う際には、固定資産税は応益的な資産課税であり、消費税とは税の性格が全く異なるものであり、過去の消費税創設時及び消費税率の引上げ時においても、固定資産税では対応していないことに留意すべきである。

償却資産に対する固定資産税は、制度発足以来、企業等が事業活動を行うに際して、当該事業に対する市町村からの受益度を示すものとして、事業用の土地や家屋と一体に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものである。

償却資産に対する固定資産税については、国内の工場等の空洞化を防止する観点から、償却資産のうち「機械及び装置」の新規取得分について非課税とするなどの要望が関係省庁等から出されている。

しかしながら、償却資産に対する固定資産税については、応益性に着目した基幹的な税制度としての意義・目的は、現在も変わることはない。また、償却資産に対する固定資産税は、市町村の大きな財源となっており、このうち「機械及び装置」に対するものは、平成23年度で6,000億円近い税額となっている。新規取得分について非課税とする措置は、将来的に「機械及び装置」に対する課税を実質廃止することとなり、市町村財政、とりわけ工場等が立地する市町村の財政に著しい影響を与える。したがって、これを縮減・廃止することは不適当である。

5　ゴルフ場利用税のあり方

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が都道府県や市町村における各種行政サービス（アクセス道路、上下水道、ごみ処理、環境衛生等）と密接な関係を有しているほか、その利用者の支出行為には十分な担税力が認められること等から課税されているものであり、今日においても合理性が認められる。

世界各国においても、種々の消費行為に対する課税は、それぞれの事情に応じて工夫して行われているものであり、我が国のゴルフ場利用税は、山林原野の中で一定の行政サービスを享受しながらゴルフ場が運営されているという実情を踏まえて設けられた税である。

ゴルフ場利用税については、消費税との二重課税であるとの理由や、スポーツ振興の妨げとなっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁からなされている。

しかしながら、ゴルフ場利用税は、消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なり、二重課税との指摘は当たらない。スポーツ振興の観点からは、既に、18歳未満の者の利用につき非課税措置を設けることにより、裾野の拡大を図っているほか、高齢者福祉や障害者福祉にも配意し、70歳以上の者や障害者の利用についても非課税措置を設けており、十分な配慮がなされている。

ゴルフ場利用税は、地方自治体、特に財源が乏しく山林原野が多い市町村の貴重な財源である。これに代わる財源も考えられないことから、同税の廃止は地方財政に与える影響が大きすぎるため適当でない。さらに、消費税率の段階的な引上げに際して、複数税率の導入の検討を含めた低所得者対策が大きな論点となっている中で、ゴルフ場の利用に関してのみ税負担の軽減を行うことについては、慎重な検討が必要である。

おわりに

税制抜本改革法の成立により、消費税率の段階的な引上げが予定されていることから、その負担軽減の視点からの税制改正要望が行われがちである。しかしながら、経済がグローバル化する中で、社会保障や環境対策など住民生活の安心を地域で守る必要性が高まっており、その経費を地域住民が分かち合うための地方税が果たす役割は、今後ますます重要となっていく。今後の地方税制改正に当たっては、「地方の財政需要を賄うことができるよう地方税を充実確保する」「地方自治体の行う行政サービスの受益に応じて負担を行う」といった地方税の原則に沿って検討されなければならない。本意見が今後の地方税制改正の議論に活かされることにより、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

宮城労働局長　落合　淳一

第４号中「１時間744円」を「１時間749円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月15日から効力を生ずる。

宮城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

宮城労働局長　落合　淳一

第４号中「１時間747円」を「１時間754円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月15日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

茨城労働局長　中村　俊一

第４号中「１時間799円」を「１時間805円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。